

分会組織規程

第1条 日本鉄鋼協会正会員、準会員、学生会員であって、同一場所に勤務する者5名以上あるときは、分会を組織することができる。

第2条 分会は、次の活動を行う。

- (1)分会としての協会活動
講演会、セミナー、見学会、懇談会など
- (2)会員増強活動
- (3)協会事業の支援活動

第3条 分会を組織したときは、所属会員の代表者として幹事1名を選出し、会の名称、会員名簿および幹事名を本部へ登録する。

第4条 幹事は、第2条の実施に当り下記事項を処理する。

- (1)分会活動の企画、実施
- (2)入会勧誘ならびに手続斡旋
- (3)①分会名簿の作成ならびに会員動静の連絡
②会報その他の刊行物の配布
③その他、協会業務上の連絡等

第5条 分会の活動費として、本部一般会計から、当該所属会員会費総額の20%を限度として次に記す項目の合計金額を支給する。

- (1)所属会員の会費総額の5%
- (2)第2条(1)の活動経費の1/2

第6条 この規程の変更または廃止は、理事会の承認を要する。

付則

- 1.この規程は、平成24年8月1日から施行する。